

請負代金の請求・支払いについて

昭 和 町

工事請負代金の支払いは、検査合格後、請負者からの請求に基づきお支払しますが、この完成後の支払以外に、契約締結後において、前金払、部分払及び中間前金払の請求をそれぞれ定められた時期に行うことができます。

なお、請求は、契約約款等に定める手順を踏まえ適正な時期に行うこととし、請求書に必ず請求年月日等を記載する必要があるため、お忘れのないようお願いいたします。

前 金 払 契約約款第 34 条

- 前金払とは、建設工事の着工にあたって、請負代金額の一部（10分の4以内）を支払うことです。前払金の請求には、保証事業会社と前払金の保証契約を締結し保証証書を町に寄託する必要があります。
- 請負代金額130万円以上の工事に適用します。
<請求書添付書類>
前払金保証証書（正・写・約款）

部 分 払 契約約款第 37 条

- 部分払とは、工事の完成前に出来形部分と一定の工事材料に相応する請負代金額の一部について、回数を限定して支払うものです。部分払を請求するときは、あらかじめ、出来形部分等の確認を受ける必要があります。

中間前金払 契約約款第 34 条第 3 項、第 4 項

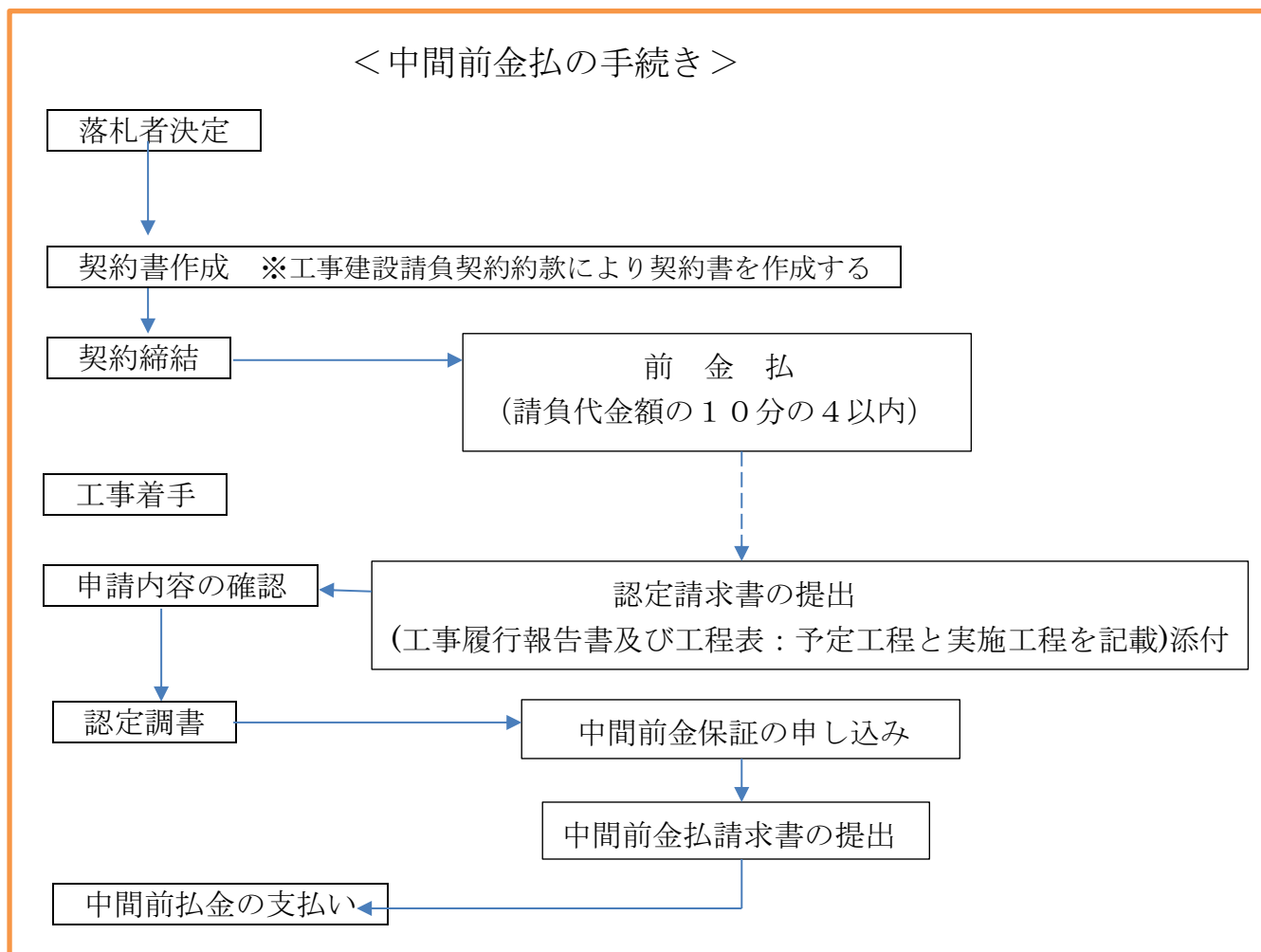
- 中間前金払とは、当初の前払金に加え、工事の中間段階で請負代金額の10分の2以内（2以上の会計年度にわたる工事については、各年度の出来高予定額の10分の2以内）の前金払をする制度です。請求には、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結し保証証書を町に寄託する必要があります。
- 請負代金額500万円以上の工事に適用します。
<中間前金払の支払要件>
 - ① 工期が2分の1を経過していること
 - ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事にかかる作業が行われていること
 - ③ 既に行われた当該工事にかかる作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること

※ 2以上の会計年度にわたる工事の場合は、別紙のとおりとなりますので、参考にしてください。

<認定の手續>

認定請求書及び工事履行報告書などにより認定を行います。中間前金払が妥当であると認めるときは、認定調書を交付します。

<中間前金払の手續き>



<請求書添付書類>

中間前払金保証証書 (正・写・約款)